

■立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置一覧（平成27年度）

◇計画策定に関する支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	立地適正化計画の計画策定費	都市計画区域内	直接	1/2	都市局 都市計画課

◇都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	都市機能の集約地域への立地誘導のため、都市の集約化等に関する計画策定支援、都市のコアとなる施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援し、都市機能の移転促進を図る。 また、立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域における建築物の跡地等の適正管理に必要な経費（調査検討経費、専門家派遣経費、敷地整備経費）について補助を行う。	都市機能誘導区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)	都市局 都市計画課
都市機能立地支援事業	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、公的不動産の有効活用等により都市機能（医療・福祉・商業等）を整備する民間事業者等に対して支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内 (※1)	直接	1/2等	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
都市再生整備計画事業	都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす事業について、国費率の嵩上げ等を行い、都市の再構築に向けた取り組みを促進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内 (※1)	直接 (間接)	4.5/10 (3/10)	都市局 市街地整備課
	都市再構築戦略事業	人口減少・高齢社会に対応した持続可能な都市構造への再構築を図るため、地域に必要な都市機能（医療・福祉・商業等）等の整備について支援し、中心拠点・生活拠点の形成を推進する。	都市機能誘導区域内 + 都市再生整備計画区域内 (※1)	直接 (間接)	1/2等 (1/3等)
都市再生区画整理事業	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域内の事業について、交付率の嵩上げ等により都市構造の再構築に向けた取り組みの支援を強化する。	都市機能誘導区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)	都市局 市街地整備課
市街地再開発事業	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
防災街区整備事業	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業等について、交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域内	直接 間接	1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地住宅整備室

<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p>	<p>防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加。</p>	<p>都市機能誘導区域内</p>	<p>直接</p>	<p>3%,5%,7%</p>	<p>都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課</p>
<p>優良建築物等整備事業</p>	<p>市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対する支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加する。また、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業について、交付対象事業費の高上げ等の支援を行う。</p>	<p>都市機能誘導区域内</p>	<p>直接 (間接)</p>	<p>1/2 (1/3)</p>	<p>住宅局 市街地建築課</p>
<p>住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)</p>	<p>既存市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。</p>	<p>都市機能誘導区域内 (※2)</p>	<p>直接 (間接)</p>	<p>1/2 (1/3)</p>	<p>住宅局 市街地住宅整備室</p>
<p>住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)</p>	<p>快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を目的として実施する住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等(住宅、店舗、事務所等)を失う住宅等困窮者に対する住宅等の整備を行う事業に対する支援を行う。</p>	<p>都市機能誘導区域内 (※2)</p>	<p>直接 (間接)</p>	<p>1/2 (1/3)</p>	<p>住宅局 市街地住宅整備室</p>
<p>バリアフリー環境整備促進事業</p>	<p>高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加。</p>	<p>都市機能誘導区域内 (※2)</p>	<p>直接 間接</p>	<p>1/3</p>	<p>住宅局 市街地建築課</p>
<p>スマートウェルネス住宅等推進事業</p>	<p>①サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。) ②スマートウェルネス拠点整備事業 (高齢者等の居住の安定確保や健康の維持・増進の取組みの促進等を目的として住宅団地に併設される生活支援・交流施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。)</p>	<p>都市機能誘導区域内 (※2)</p>	<p>間接</p>	<p>① 1/10 1/3 ② 1/3</p>	<p>住宅局 安心居住推進課</p>
<p>民間まちづくり活動促進 ・普及啓発事業</p>	<p>民間の知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、都市再生緊急整備地域の区域等における計画・協定に基づく社会実験等を支援し、持続可能なまちづくり活動の実現と定着を図る。</p>	<p>都市機能誘導区域内</p>	<p>直接 (間接)</p>	<p>1/2 (1/3)</p>	<p>都市局 まちづくり推進課</p>
<p>都市再生推進事業 都市再生総合整備事業 都市再生コーディネート等推進事業</p>	<p>都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既存市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。</p>	<p>都市機能誘導区域内 (※2)</p>	<p>直接</p>	<p>3/4 1/2</p>	<p>都市局 まちづくり推進課</p>
<p>災害時業務継続地区整備 緊急促進事業</p>	<p>都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援する。</p>	<p>都市機能誘導区域内</p>	<p>直接 (間接)</p>	<p>計画策定等 1/2 (1/3) 施設整備事業 2/5 (4/15)</p>	<p>都市局 市街地整備課</p>

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
まち再生出資 【民都機構による支援】	都市再生に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、市町村が作成する都市再生整備計画の区域内で都市生整備計画に記載された事業と一体的に施行される民間都市開発事業等であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を実施。 また、都市機能誘導区域内で行われる認定誘導事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域内	—	—	都市局 まちづくり推進課
共同型都市再構築 【民都機構による支援】	①地域の生活に必要な都市機能の増進又は②都市の環境・防災性能の向上に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、民都機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担し、民間事業者とともに自ら当該事業を共同で施行し、これにより取得した不動産を長期割賦弁済又は一括弁済条件で譲渡する。 都市機能誘導区域内で行われる認定誘導事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域内	—	—	都市局 まちづくり推進課
都市環境維持・改善事業資金融資	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度	都市機能誘導区域内	—	—	都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	都市機能誘導区域内 （※2）	—	—	都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜都市機能更新型＞	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進。	都市機能誘導区域内 （※2）	—	—	都市局 まちづくり推進課
（都市再生機構出資金） 都市・居住環境整備推進出資金 ＜居住環境整備型＞	四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図る。	都市機能誘導区域内	—	—	住宅局 総務課民間事業支援調整室

※1：区域について別途要件があります。詳細は「都市機能立地支援事業・都市再構築戦略事業パンフレット」にてご確認ください。

※2：区域について別途要件があります。

→鉄道若しくは地下鉄の駅から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内（いずれもピーク時運行本数（片道）が3本以上）等

◇居住誘導区域内等で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
市民緑地等整備事業	低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う。	居住誘導区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)	都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
集約促進景観 ・歴史的風致形成促進事業	都市における一定規模の人口を確保するために、景観・歴史資源となる建造物の修理・改修等や景観や歴史文化といった地域資源に着目した魅力ある地域づくりに資する取組への支援を行うことにより、地域内外からの人口交流による地域の賑わい等を創出し、居住人口の集約を促進させ、地域活性化を図る。	居住誘導区域内	直接 (間接)	1/2 1/3 (1/3)	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
ストック再生緑化事業	既設建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、公共公益施設の緑化や、公開性を有する建築物等の緑化に対して支援を行う。	居住誘導区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)	都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 支援対象区域に居住誘導区域内において一定の要件を満たす区域を追加。	居住誘導区域内	直接	3%,5%,7%	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課
公営住宅整備事業 (公営住宅の非現地建替えの支援)	公営住宅を除却し、居住誘導区域内に再建等する場合、公営住宅整備事業において、除却費等に対する補助を行う。	居住誘導区域内	直接	概ね45%等	住宅局 住宅総合整備課
市民農園整備事業	市民農園整備事業について、居住誘導区域内外（都市機能誘導区域を除く）又は低炭素まちづくり計画の集約地域外の地域において、生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合に限り、市民農園整備の交付対象事業要件の緩和（原則面積0.25ha以上を0.05ha以上に引き下げ）を行い、まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した低密度な市街地の形成に寄与する。	居住誘導区域内外 (都市機能誘導区域を除く)	直接	1/2（施設） 1/3（用地）	都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室

〔金融措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
街なか居住再生ファンド	中心市街地活性化のため、街なか居住の再生に資する住宅等の整備事業や活動拠点等の整備事業に対して出資を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出資対象区域に居住誘導区域を追加する。（街なか居住の再生に資する活動拠点等の整備事業については、都市機能誘導区域に限る。）	居住誘導区域内	—	—	住宅局 市街地建築課

◇立地適正化区域内で活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
都市・地域交通戦略推進事業	都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 (居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等)	立地適正化計画区域内	直接 (間接)	1/2 (1/3)	都市局 街路交通施設課
都市・地域交通戦略推進事業(補助金)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく協議会等に対して、都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 (居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等)	立地適正化計画区域内	直接	1/2	都市局 街路交通施設課
空き家再生等推進事業	老朽化の著しい住宅が存在する地区において、居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。	(除却事業タイプ) 立地適正化計画区域内 (活用事業タイプ) 居住誘導区域内	直接 (間接)	除却タイプ 1/2 (1/2) 活用タイプ 1/2 (1/3)	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室

◇立地適正化計画を策定する都市において活用可能な支援措置

〔予算措置〕

事業名	事業概要	対象区域	対象区域内の補助率		担当課
都市公園ストック再編事業	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。	立地適正化計画策定都市	直接	1/2	都市局 公園緑地・景観課